

一般事業主行動計画

有田工業株式会社

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい職場環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年12月1日 ～ 令和8年11月30日までの 3年間
2. 内容

目標1：育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- 令和6年4月～
社内報及び社内掲示板にて育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知を図る
- 令和7年4月～
上記施策が全対象社員に行渡るように、常時、総務担当者に遺漏の無い管理業務を促す
- 令和8年4月～
特に介護休業に関しては、積極的に社内告知を繰り返し、介護離職の根絶を目標に、申出を促すよう社内報、及び社内掲示板を活用する

目標2：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ、適正な募集・採用機会の確保、その他の雇用管理の改善又は職業訓練の推進

<対策>

- 令和6年4月～
県内の高等学校、大学等の教育機関との連携をとり、インターンシップ実施計画立案して其々にご提案申し上げる
- 令和7年4月～
離島半島及び遠隔地（県北地域）からのインターンシップ受入れを目標に、宿泊費・交通費等の拡充を実施する為の諸制度の見直しを行う